

宇部市新火葬場整備運営事業 入札説明書に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
1	入札説明書	6～11	第4	2					募集及び選定の手順	入札参加が1グループのみでも入札が成立するかどうかについて、ご教示ください。	入札参加者が1グループの場合においても、本入札は成立します。
2	入札説明書	6	第4	2	(1)				選定スケジュール	落札者の決定から基本協定の締結、仮契約の締結、事業契約の締結までの予定について、公開できる詳細な日程がございましたら、ご教示ください。	落札者決定は10月上旬、基本協定締結は10月中旬～下旬、仮契約締結は11月上旬のうち早い時期、事業契約の締結は12月下旬(12月議会の議決日)を想定しています。
3	入札説明書	6	第4	2	(1)				提案書類に関するヒアリング	令和6年10月3日に、事業者によるプレゼンテーションが予定されています。プレゼンテーションを公開する予定はありますでしょうか。公開される場合、①対面、②WEB、③対面とWEBの併用のいずれになりますでしょうか。	提案書類に関するヒアリング(プレゼンテーションを含む)を公開する予定はありません。
4	入札説明書	7	第4	2	(3)	エ			質問の回答	「質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない」とありますが、「競争上の地位を害するおそれがあると考えられる質問」は入札参加者が判断のうえで、開示・非開示を要求することが可能と解してよろしいでしょうか。また、質問者の開示・非開示の要求が反映された公表になると解してよろしいでしょうか。	当該判断は、市で行います。
5	入札説明書	8	第4	2	(4)	アイ			入札参加資格審査書類受付・審査受付期間提出方法	「ア 受付期間」は、令和6年5月31日(金)午後3時までとありますが、「イ 提出方法」に、持参の場合は午前9時から午後5時までとあります。持参する場合は、令和6年5月31日(金)午後5時まで可と考えてよろしいでしょうか。	持参する場合の窓口受付日時は、5月27日(月)～5月30日(木)は午後5時まで、5月31日(金)は午後3時までとなります。
6	入札説明書	10	第4	2	(9)	キ	(ア)		開札時期	入札書の開札において、各グループが提出した見積金額は公表されますでしょうか。	当該開札時には、入札金額の公表は行わない予定です。
7	入札説明書	11	第4	3	(1)	ア			維持管理・運営代表企業	「維持管理・運営代表企業は、火葬炉運転企業が務めるものとする」と記載されていますが、SPCを設立する場合において、維持管理・運営代表企業及びSPC代表企業は火葬炉運転企業が務める必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。SPCを設立する場合、その代表企業となる維持管理・運営代表企業は、必ずしも火葬炉運転企業が努める必要はありません。ただし、SPCを設立しない場合の維持管理・運営代表企業は、火葬炉運転企業が務めるものとします。
8	入札説明書	13	第4	3	(2)	ウ	(ア)	c	設計企業の実績	「平成26年4月以降に地方公共団体が発注した建築設計業務において、元請として、公共施設の新築工事、増築工事、改築工事又は改修工事に係る基本設計又は実施設計業務を完了した実績を有すること」と記載がありますが、公共施設の新築工事、増築工事、改築工事又は改修工事に係る基本設計又は実施設計業務で、PFI法及びDBO方式に基づいて受注者が設立した民間企業(SPC会社)からの発注業務も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	PFI事業等で構成企業として参加し、SPCより公共施設の新築工事、増築工事、改築工事又は改修工事に係る基本設計又は実施設計業務を受託し完了した実績についても可とします。

宇部市新火葬場整備運営事業 入札説明書に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
9	入札説明書	13	第4	3	(2)	ウ	(ア)	d	設計企業の実績	「平成26年4月以降に地方公共団体が発注した建築設計業務において、元請として、火葬場の新築又は増築工事に係る基本設計及び実施設計業務を完了した実績を有すること」と記載がありますが、地方公共団体が発注した建築設計業務において、元請として、火葬場の新築又は増築工事に係る基本設計及び実施設計業務でありPFI法及びDBO方式に基づいて受注者が設立した民間企業(SPC会社)からの発注業務も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	PFI事業等で構成企業として参加し、SPCより火葬場の新築又は増築工事に係る基本設計及び実施設計業務を受託し完了した実績についても可とします。
10	入札説明書	14	第4	3	(2)	ウ	(イ)	d	建設企業の実績	コリンズに登録していない公共施設の施工実績でも有効でしょうか。	有効です。
11	入札説明書	15	第4	4	(1)				審査機関	説明会で選定委員会に変更があると説明がありました。変更された選定委員会をご教示ください。	変更後の選定委員については、入札説明書修正版を公表しますので、当該修正内容をご確認ください。
12	入札説明書	15	第4	4	(2)	ウ			価格審査	「施設整備業務」、「維持管理業務」、「運営業務」、「修繕及び更新費」について、その合算額が記載されている予定価格を超過しなければ、各々の配分は入札参加者の任意と解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	入札説明書	15	第4	4	(2)	ウ			価格審査	本事業を実施するにあたり、「事業者選定のため総合評価一般競争入札(地方自治法施行令第167条の10の2)を適用」する旨の記載がありますが、当該事業の予定価格は公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第7条に基づいて算出されていると解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	入札説明書	15	第4	4	(2)	ウ			価格審査	予定価格として記載のある「6,667,247,400円(消費税及び地方消費税を含む)」は、どの時点での物価水準を基に算定したのでしょうか。	令和6年8月の入札時点です。
15	入札説明書	16	第4	5	(2)	イ			想定されるリスクの分担	「市と事業者のリスク分担の詳細は、事業契約書(案)において定める」との記載がありますが令和6年3月29日に公開された資料には「設計・建設工事請負契約書(案)」にリスク分担表がないように思えます。提案作成や事業費算出に大きな影響を与える内容でもあるため、至急の開示提供をお願いします。なお、令和5年9月27日付の「宇部市新火葬場整備運営事業 実施方針」P21～22の別紙2のとおりとするならば、その旨の明示をお願いします。	実施方針 別紙2「リスク分担(案)」は、実施方針公表の段階で、当該リスク分担の考え方として公表したものです。これを基に、当該リスク分担については、原則、事業契約書の各条項に落とし込んでいます。
16	入札説明書	16	第4	5	(2)	イ			想定されるリスクの分担	市と事業者のリスク分担の詳細は、事業契約書(案)において定めると記載がございますが、事業契約書(案)の公表時期をご教示いただけますでしょうか。	入札説明書に関する質問回答No.15をご参照ください。

宇部市新火葬場整備運営事業 入札説明書に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
17	入札説明書	16	第4	5	(2)	イ			想定されるリスクの分担	事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの等以外の周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等のリスクは一般的に貴市の負担となります。事業者の責に寄らない事由により建設工事の中止や一部中止に至った場合、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成十七年法律第十八号)第7条第7項及び国土交通省が定めた工事一部中止に係るガイドラインに基づいて①中止の為の費用②中止期間中に現場を維持するための費用③再開する際の費用 は事業費変更の対象になると解してよろしいでしょうか。	ご指摘のような事象が発生した場合は、個別に協議の上、適切に対応します。
18	入札説明書	16	第4	5	(2)	イ			想定されるリスクの分担	上記に関連し、中止期間中に貴市より元請技術者の待機要請がある場合、その間の費用(人件費等)はどのような形で補填・補償など行われますでしょうか。	ご指摘のような事象が発生した場合は、個別に協議の上、適切に対応します。
19	入札説明書	16	第4	5	(2)	イ			想定されるリスクの分担	施工場所の近隣住民・施設所有者、現地へのアクセスルートに居住する住民や施設所有者からの施工時間帯に関する要望、現地にアクセスするうえでの法令上の規制やルールが設計施工期間の確定や施工計画策定に大きく影響します。要望事項や市と関係者との間で交わされた事前の約束事など、関連情報を速やかにかつ現在持たれているその全ての開示をお願いします。	現時点においては、近隣住民等からの要望事項等はありません。
20	入札説明書	16	第4	6	(3)				事業契約の締結	「市と運営事業者は、契約内容に関する協議を踏まえて、令和6年11月上旬を目途に維持管理・運營業務委託仮契約を締結する」と記載されていますが、SPCを設立する場合、落札者の決定及び公表が10月となっており、中旬や下旬が公表だと仮契約までの設立までの時間が非常に厳しい期間になることが想定されます。落札者の決定及び公表は、10月上旬には公表されるのでしょうか。また、仮契約の時期を延ばすことは可能でしょうか。	落札者の決定及び公表は、令和6年10月上旬を予定しています。また、仮契約の締結は、議会の関係等より、同年11月上旬からの先延ばしは考えていません。
21	入札説明書	16	第4	6	(5)				SPCの設立	「事業仮契約締結までにSPCを設立しなければならない」とあります。維持管理・運營業務の開始まで3年以上の期間があり、早期に設立するメリットは少ないように感じます。維持管理・運營業務開始の数か月前までにSPCを設立するとしていただけないでしょうか。可能な場合は、具体的な期限をご教示ください。	原案のとおりとします。

宇部市新火葬場整備運営事業 入札説明書に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
22	入札説明書	17	第4	6	(5)	ウ			SPCの代表企業	確認ですが、「SPCの代表企業は、維持管理・運営代表企業とすること」とあります。また、P11、3(1)アに「維持管理・運営代表企業は、火葬炉運転企業が務めるものとする」とあります。つまり、SPCを設立する場合、SPCの代表企業は、火葬炉運転企業が務めることと理解してよろしいでしょうか。	入札説明書に関する質問回答No.7をご参照ください。
23	入札説明書	17	第4	6	(5)	ウ			SPCの代表企業	「SPCの代表企業は、維持管理・運営代表企業とすること」と記載されていますが、実施方針に関する質問回答No.3にて、運営事業者としてSPCを設立する場合の代表企業は、「火葬炉運転企業」でなくてもよい、という回答でしたが、この質問回答が正でよろしいでしょうか。	入札説明書に関する質問回答No.7をご参照ください。
24	入札説明書	17	第4	6	(5)	ウ			SPCの代表企業	実施方針に関する質問回答No.3では、「運営事業者としてSPCを設立する場合の代表企業は、「火葬炉運転企業」でなくてもよいと理解してよろしいでしょうか」との質問に対し、「ご理解のとおり」との回答がありました。 入札説明書には、「SPCの代表企業は、維持管理・運営代表企業とすること」とありますが、SPCを設立する場合、火葬炉運転企業以外の維持管理・運営企業がSPC及び維持管理・運営代表企業を務めてもよいという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書に関する質問回答No.7をご参照ください。
25	入札説明書	17	第4	6	(6)	ア			入札保証金	今回の入札方式(DBO)の場合でも、「保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約」を締結し、保険会社発行の「入札保証保険証券」を提出すれば、入札保証金の納付免除となりますでしょうか。 また、その場合は、「入札保証保険証券」はいつまでに、どのように提出すればよろしいでしょうか。	前段については、原則ご理解のとおりですが、入札説明書(P17)に記載のとおり、宇部市財務規則第115条、第116条及び第117条の規定によるものとします。 後段について、「入札保証保険証券」は、入札書及び提案書類の提出時に合わせて提出してください。
26	入札説明書	17	第4	6	(6)	ア			入札保証金	宇部市財務規則第116条第2項に入札保証金の納付の免除として過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行しとありますが、今回は元請として延べ3,000㎡以上の公共施設実績(2件以上)のコリンズデータ等のご提出で該当となりますでしょうか。 また、工事種類や用途などの要件はありますでしょうか。	現在様式集にて示している「契約保証金一部免除に係る契約実績確認書」を参考に、「入札保証金免除に係る契約実績確認書」を様式集「3 入札参加資格審査に関する提出書類」に新たに追加し、その提出をもって確認することとします。 なお、対象施設は、公共施設全般とし、その面積は概ね3,000㎡以上、契約締結の対象年度は令和4年度及び5年度とします。 また、入札保証金免除に係る審査の対象企業は、様式3-1「入札参加資格審査申請書」の代表企業のみとします。

宇部市新火葬場整備運営事業 入札説明書に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
27	入札説明書	17	第4	6	(6)	ア			入札保証金	宇部市財務規則第116条第2項「その者が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、そのものが契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき」とありますが、この判断はどのように行われますでしょうか。 また、証明する書類等が必要でしょうか。 また、構成員全員が認められないと納付の免除にはならないでしょうか。	入札説明書に関する質問回答No.26をご参照ください。
28	入札説明書	17	第4	6	(6)	ア			入札保証金	入札保証金は「宇部市財務規則第115条、第116条及び第117条の規定によるものとする」と記載されていますが、第116条に記載の入札保証金の納付の免除について、入札参加資格審査結果の通知時に確認していただけるという理解でよろしいでしょうか。また、違う場合は、どのような手続きの流れとなるのかご教授ください。	ご理解のとおりであり、入札保証金の納付の免除審査結果の通知は、入札参加資格審査結果の通知時に合わせて行う予定としています。
29	入札説明書	17	第4	6	(6)	ア			入札保証金	宇部市財務規則第116条第2項に入札保証金の納付の免除の条項がございますが、建設企業が複数の場合でも1社の施設実績の提出で、入札保証金が免除になると考えてよろしいでしょうか。	入札説明書に関する質問回答No.26をご参照ください。
30	入札説明書	17	第4	6	(6)	ア			入札保証金	入札保証金の納付の免除として過去2年間と有りますが、2年間の時期をお教えいただけますでしょうか。	入札説明書に関する質問回答No.26をご参照ください。
31	入札説明書	17	第4	6	(6)	ア			入札保証金	入札保証金の納付免除の実績は、いつ提出すればよろしいでしょうか。	入札説明書に関する質問回答No.26をご参照ください。
32	入札説明書	17	第4	6	(6)				契約保証金	SPCを設立した場合は、設立後からの加入手続きに時間がかかるため、SPC名義での付保では契約締結までの時間が非常に短く、契約締結と同時に難しいと考えますが、保険証券の発行等証する書類は発行後速やかにという理解でよろしいでしょうか。	維持管理・運営業務委託契約書(案)第4条に規定のとおり、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託してください。
33	入札説明書	17	第4	6	(6)	イ	(ア)	b	維持管理・運営業務委託契約	維持管理・運営業務委託契約金額とは、(ウ)に記載のある年度の金額という理解でよろしいでしょうか。	当該金額は、総額になります。
34	入札説明書	17	第4	6	(6)	イ	(イ)		契約保証金の納付方法	設計・建設工事請負契約の契約保証金の納付方法は、「宇部市財務規則第98条第2項4号」の保証事業会社の契約保証でよろしいでしょうか。	契約保証金は現金で納付するものとしますが、宇部市財務規則第98条第2項各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができます。
35	入札説明書	17	第4	6	(6)	イ	(ウ)		契約保証金の免除	一部免除の具体的な免除額をご教示ください。	契約保証金の一部免除の免除額は、維持管理・運営業務委託契約金額の100分の10以上に相当する金額から年度の維持管理・運営業務委託費(令和9年度を除く年度の平均委託費)の100分の10以上に相当する金額を減じた額です。

宇部市新火葬場整備運営事業 入札説明書に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
36	入札説明書	17	第4	6	(6)	イ	(ウ)	b	契約保証金の免除	令和3年度に指定管理者の包括協定書を締結し、令和3年度～令和8年度までの火葬場の維持管理・運営業務を行う契約を締結している場合は、本要件に該当するものと解釈してよろしいでしょうか。	該当しません。
37	入札説明書	17	第4	6	(6)	イ	(ウ)	b	契約保証金の免除	「火葬場の維持管理・運営業務にかかる委託契約」とあります。指定管理者の基本協定書、年度協定書等の締結も同義として認めていただけますか。	指定管理者の基本協定書は同義としますが、年度協定書は当該基本協定書に基づく年度間の協定となることから対象外です。
38	入札説明書	17	第4	6	(6)	イ	(ウ)	b	契約保証金の免除	「複数回締結」とありますが、同一施設で複数回(令和4年度、令和5年度の2回)、又は異なる2施設以上の契約、いずれでもよろしいでしょうか。	いずれも認められます。
39	入札説明書	17	第4	6	(6)	イ	(ウ)	b	契約保証金の免除	「本施設と同規模以上の火葬場の維持管理・運営業務に係る委託契約を複数回締結し」とありますが、ここでいう複数回とは、業務委託契約を締結した施設数を指すのでしょうか、それとも同一施設に付き複数回の契約を行った(つまり契約の更新等)等の意味でしょうか。維持管理・運営グループが複数の企業で構成される場合には、全ての企業ではなく何れか1社が本号の条件を満たせば本号が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	前段については、入札説明書に関する質問回答No.38をご参照ください。 後段については、同(ウ)に記載のとおり、維持管理・運営代表企業を対象とします。
40	入札説明書	17	第4	6	(6)	イ	(ウ)	c	契約保証金の免除	10年以上とありますが、1つの契約で10年以上ということでしょうか。又は同一施設で10年以上の契約実績(5年契約を2回更新等)でもよろしいでしょうか。	1つの契約(施設)で、10年以上の委託期間が設定されているものが対象です。なお、改めて入札説明書修正版を公表しますので、当該修正内容をご確認ください。
41	入札説明書	26	別紙2	1	(2)				光熱水費等	「提案においては、参考価格として維持管理及び運営期間中の光熱水費及び火葬燃料費を提案すること(様式11-10参照)。その際、特に令和10年度における使用量及び金額に関して、市の予算が不足しないように現実的な使用量及び金額とすること。当該金額が大幅に超えた場合、支払いの負担に関して協議を行う場合もある」との記載において、「支払いの負担に関して協議」とは、事業者負担を定めることが含まれると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	入札説明書	26	別紙2	1	(2)				火葬件数	記載の想定火葬件数は、手術肢体等人体の一部及び胞衣の火葬件数を含むものと考えてよろしいでしょうか。	入札説明書 P26に記載の火葬件数には、手術肢体等人体の一部及び胞衣は含んでいません。
43	入札説明書	27	別紙2	2	(1)				対価の支払方法 施設整備費	前払金の支出方法についてご教授ください。 令和6年度～令和9年度の各年度ごとに、「施設整備業務における出来高金額の施設整備業務を構成する業務ごとの前払金の割合に相当する額の範囲内において、当該金額を一括とした前払金の支払を市に請求することができる」と記載がありますが、P29の「施設整備業務を構成する業務ごとの前払金の割合(表)」では、業務ごとに支出される前払金の割合が異なります。 前払金の支出については、前払金は業務ごとではなく、一括で請求することができるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

宇部市新火葬場整備運営事業 入札説明書に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
44	入札説明書	30	別紙2	3	(1)	イ エ	(ア) (エ)		物価変動による 改定 施設整備費	工事着手日後から、国内における賃金水準や物価水準の変動により「建設工事」に要する費用が不適当となった場合の「建設工事」に要する費用の改定の申し入れについて、基準日を「上記イの規定に基づく請求のあった日を基準日とする」及び「改定率の算定に用いる指標は、建設物価（一般財団法人建設物価調査会）：建設費指数（事務所 Office RC-工事原価）を基本」とすることですが、建築物価（一般財団法人建設物価調査会）については、2か月程度のズレが生じるケースが考えられます。記載のとおり、あくまでも”基本”とし、実勢価格と大きく差が生じている場合には、実勢価格での申し入れも可との認識でよろしいでしょうか。	実勢価格での申し入れは認められません。 なお、同(エ)に記載のとおり、当該改定率の算定に用いる指標は、落札者決定後、基本仮契約締結までの間に落札者が提案することは可能とします。
45	入札説明書	30	別紙2	3	(1)				物価変動による 改定 施設整備費	「市及び建設JVは、工事着手日後から、国内における賃金水準や物価水準の変動により「建設工事」に要する費用が不適当となったと認めるときは、相手方に対して理由を示して「建設工事」に要する費用の改定の申し入れをすることができ…」と記載されていますが、工事着工前から物価変動は起こっており、実態と乖離してしまうため、基準とする日は入札公告日を設定していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。 なお、予定価格は、令和6年8月の入札時点での物価水準を基に算定しています。併せて、入札説明書に関する質問回答No.14をご参照ください。
46	入札説明書	31	別紙2	3	(2)				物価変動による 改定 維持管理・運営 業務委託費	「運営事業者は、毎年度9月末日までに価格指数値の根拠となる資料を添付して翌年度の維持管理・運営業務委託費の合計金額を市へ報告し…」と記載されていますが、物価変動による事業費の乖離が施設整備期間にも発生しているため、施設整備期間についても維持管理・運営業務委託費の改定協議は実施していただけるという理解でよろしいでしょうか。	施設整備期間における維持管理・運営業務委託費の改定協議は、実施しません。
47	入札説明書	32	別紙3	2					維持管理業務 及び運営業務の 要求水準未達 の場合の措置	「要求水準が未達成の場合、市は運営事業者に対して業務の改善に関する勧告を行う。また、市は、運営事業者に改善勧告を行っても改善がなされない場合は、改善勧告を再度行う。…2回以上の改善勧告が出された場合は、市は業務担当者の変更、または業務実施企業の変更を求めることができる。…」との記載について、昨今、世の中で懸念されている「人口急減・超高齢化」の問題点等の影響を受けないとは言えない事業と考えます。 事業者及び市ともに責に帰さない事由で要求水準が未達成の場合には、この限りではないとの認識でよろしいでしょうか。	原則として、要求水準書の達成は必須であり、未達の場合には一連の市の手続きが生じることを記載しています。 したがって、まずは事業者は、その責任の所在を問わず、未達が判明した時点から早急に市民等が安全・便利に利用できる水準を維持できるよう、市と十分に協議の上、状況の改善に努めていただきたい。
48	入札説明書								提案不履行の 場合の措置	事業者提出の提案が不履行と判断された場合の市の措置についてその内容をご教示ください。	入札説明書 別紙3「モニタリング及び維持管理・運営業務委託費の減額方法」に示すとおりです。

宇部市新火葬場整備運営事業 要求水準書に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書	6	第1	8	(1)	エ			本市が被災した場合	備蓄タンク等に初回充填する燃料費用は、市の負担でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	要求水準書	6	第1	8	(1)	オ			本市が被災した場合	被災した場合に備えた備蓄品並びにその収納庫等が必要と考えられますが、想定規模についてご教示願います。	具体的な災害規模は想定していませんが、避難者に対する物品等は市で準備します。
3	要求水準書	8	第2	1	(1)				施設要件	大型車(マイクロバス)について、車両回転の検討のため、想定されている車両の諸元表をご教示ください。	全長9m、車幅2.5m、全高3.7m程度を想定しています。
4	要求水準書	9	第2	1	(3)	ア			インフラ整備状況	「本事業…は、事業者にて実施すること」とありますが、下記表にて「上水道 市により…水道本管を布設替え予定」とあります。布設替えは、市により実施と考えてよろしいでしょうか。	国道490号から事業用地へ接続する既存道路内に埋設されている水道本管の布設替えのみ市で実施します。
5	要求水準書	9	第2	1	(3)	エ			インフラ整備状況	道路改良工事は、「資料4」より新火葬場敷地前面まで行われませんが、敷地前面道路幅員は現状のままと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	要求水準書	9	第2	1	(3)	オ			インフラ整備状況	本事業における電気引込工事対象範囲の施工方法の指定はありますか。	特に指定はありませんが、墓地公園なため、施工方法については事前に市及び中国電力と十分に協議を行ってください。
7	要求水準書	10	第2	3	(1)	ア			敷地造成	「敷地造成については、火葬場用地が概ね平地になるよう、用地内の伐開、伐根、土砂の敷き均し、側溝等の工作物の設置を令和7年度(一部繰越の場合あり)に市が実施する」と記載がありますが、建設工事は敷地造成完了後でないとして着手できないのでしょうか。	建設工事は、市が実施する敷地造成が完了した後でなければ着手できません。
8	要求水準書	10 11	第2	3	(1) (4)	ア シ			敷地造成 外構計画	事業用地外に新たな排水設備を市が整備するとありますが、浄化槽排水や雨水を放流できると考えてよろしいでしょうか。その場合、どのあたりへ放流桝が設置されるのかおおよそで結構ですのご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。後段について、資料5「①敷地造成計画図」に示すとおり、敷地内の雨水等は南北に設置予定の集水桝に接続することを想定しています。なお、市が整備する排水設備については、令和6年度に詳細な設計を実施するため、変更となる可能性があります。
9	要求水準書	10	第2	3	(1)	ア			敷地造成	市が設置する事業用地外の排水設備は、事業区域内の雨水排水の流量を考慮した計画と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	要求水準書	11	第2	3	(4)	ク			外構計画	市道高嶺請川線は、資料1の位置図内に表記がなくどのあたりにあるのでしょうか。また、新火葬場敷地前面市道の路線名をご教示願います。	前段については、「うべ情報マップ」(https://www2.wagmap.jp/ube/PositionSelect?mid=6)をご活用ください。後段について、新火葬場敷地南側に接する道は市道ではなく、白石墓園内の通路になります。
11	要求水準書	11	第2	3	(4)	シ			外構計画	「排水先については、事前に市と十分に協議を行うこと」とありますが、協議時期はいつ頃になりますでしょうか。	令和6年度に市が実施する造成設計完了後になります。

宇部市新火葬場整備運営事業 要求水準書に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
12	要求水準書	11	第2	3	(4)	ス			外構計画	慰霊碑を新設したとしても、現火葬場にある霊灰碑の撤去は、本事業に含まれるのでしょうか。また、現火葬場の解体撤去は別途と考えてよろしいのでしょうか。本事業に含まれるのであれば、資料の提示をお願いします。	前段について、慰霊碑を新たに設置する場合についても、現火葬場の霊灰碑の撤去は本事業に含みます。後段について、現火葬場の解体・撤去は、本事業には含みません。
13	要求水準書	13	第2	5	(1)				施設構成	火葬部門の「車寄せ」は、P14、第2、5、(3)、ア、(ア):「エントランス、車寄せ」を示すと考えてよろしいのでしょうか。室名は、「車寄せ」と考えてよろしいのでしょうか。	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
14	要求水準書	13	第2	5	(1)				施設構成	火葬部門の「炉機械室」、「休憩室」、「台車庫」、待合部門の「倉庫」の詳細要件は、事業者の提案によるものと考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	要求水準書	13	第2	5	(1)				施設構成	火葬部門の「台車庫」は、運営に支障が無ければ、専用室として設けず他室と兼用してもよろしいのでしょうか。	台車庫については、他室との兼用を可とします。
16	要求水準書	14	第2	5	(2)	ス			フリーWi-Fi	フリーWi-Fiの範囲は全館とあります。フリーWi-Fiの利用者は来場者と想定した場合、火葬部門・管理部門には不要と考えます。待合部門に限定した整備でよろしいのでしょうか。	待合部門及び火葬部門のうち多目的スペースには必ずフリーWi-Fiを設置する必要があることから、全館使用可能と記載しています。スポット的な通信環境整備により要件が満たされる場合、事業者提案も可とします。
17	要求水準書	14	第2	5	(2)	ス			基本的な考え方	全館で使用可能とありますが、利用者が収骨までの待機時間を過ごす待合室、待合ロビーで使用可能な環境を整えればよろしいのでしょうか。	入札説明書に関する質問回答No.16をご参照ください。
18	要求水準書	15	第2	5	(3)	ア	(オ)	a	多目的スペース	隣室として想定されている倉庫に収納する備品について、具体的な想定がありましたらご教示ください。また、隣室は倉庫以外の提案も可能でしょうか。	前段については、具体的な想定はありません。後段については、倉庫以外の提案も可としますが、多目的スペースとの一体利用時に、内装に違和感がないことや収納している物品類をスムーズに移動できるなど、使用される方が支障なく利用可能となるよう配慮してください。
19	要求水準書	15	第2	5	(3)	ア	(オ)	b	多目的スペース	「簡易な葬送等にも供することができる仕様とすること」とありますが、多目的スペースでの通夜利用(ご遺族の宿泊)は行われる想定でしょうか。その場合、何時まで施設を開館すればよろしいでしょうか。	通夜利用は想定していません。あくまで業務取扱時間の9時から18時までの利用となります。
20	要求水準書	15	第2	5	(3)	ア	(オ)	b	多目的スペース	「簡易な葬祭等にも供することができる仕様」とは、家族葬や小さなお葬式等、葬祭業者が会葬者から費用を徴収して行う簡易な葬儀を指すと考えてよいのでしょうか。	多目的スペースは、利用形態を特定せず遺族や会葬者が自由に利用できるフリースペースとして活用予定(要予約)であり、集会の用途は想定していません。簡易な葬送は、想定される一つの利用形態として位置付けています。現在のところ、葬祭業者が有償で実施する葬儀は想定していません。今後、葬祭業者や市民等から要望が増大した場合は、当該利用方法を検討していきます。
21	要求水準書	15	第2	5	(3)	ア	(オ)	b	多目的スペース	多目的室を簡易な葬祭等で使用する場合は、使用料を徴収しないと考えるとよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。

宇部市新火葬場整備運営事業 要求水準書に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
22	要求水準書	15	第2	5	(3)	ア	(オ)	b e	多目的スペース	要求水準書(案)に関する質問回答No.27より、「簡易な葬祭」は集会の用途に供さないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	要求水準書	16	第2	5	(3)	ア	(カ)	a	更衣室(遺族・会葬者用)	更衣室(遺族・会葬者用)は、待合部門の部屋として計画してもよろしいでしょうか。	可とします。
24	要求水準書	16	第2	5	(3)	イ	(エ)		葬祭業者控室	葬祭業者用の控室は、待合部門の部屋として計画してもよろしいでしょうか。	可とします。
25	要求水準書	16	第2	5	(3)	イ	(オ)	c	倉庫	棺運搬車を格納する空間は、倉庫以外の部屋を想定してもよろしいでしょうか。	可とします。
26	要求水準書	17	第2	5	(4)	ア	(ア)	a	諸室要件 待合個室	待合個室の広さについて、1室20人程度(36㎡以上)が収容可能な部屋とありますが、20人程度が収容可能で機能的に支障がなければ36㎡以上でなくても可でしょうか。	要求水準のとおり、当該面積は必ず36㎡以上としてください。
27	要求水準書	17	第2	5		イ	(ク)		電気室	屋外にキュービクルを設置する場合も、部屋が必要でしょうか。	同(ク)に記載のとおり、設置場所は施設内外のどちらでも可としていますので、施設外(屋外)でのキュービクル設置の場合は、諸室とする必要はありません。
28	要求水準書	18	第2	5	(4)	ア	(オ)	g	売店コーナー	自動販売機設置部分の使用料の算定式(又は㎡当たりの単価)等をご教示ください。 様式12-5の作成に必要なため確認します。	「宇部市行政財産使用料徴収条例」に規定するとおりです。
29	要求水準書	20	第2	6	(1)	イ	(ア)		燃焼計算	燃焼計算の根拠となる火葬重量は、「要求水準書(P3)第1 総則、4 適用法令・基準、(2)設計基準、仕様書等」にある「火葬場の建設・維持管理マニュアル 改定新版」の記載内容(遺体75kg、柩15kg、副葬品10kg)にて計算してよろしいでしょうか。	燃焼計算の根拠となる火葬重量は、ご提示いただいた火葬重量で可とします。なお、設計時において「ご遺体100kg、柩25kg、副葬品10kg」の火葬重量に対する燃焼計算書の提出をお願いします。
30	要求水準書	27	第2	6	(2)	カ	(エ) (オ)		柩運搬車・ 炉内台車運搬車	柩運搬車及び炉内台車運搬車の台数が「4台+予備1台」以上との記載がありますが、運営上問題がなければ台数を減らした提案は可能でしょうか。 また、柩運搬車と炉内台車運搬車を兼用台車とした場合、何台納入する必要がありますでしょうか。	前段については可としますが、運用上問題がないことを確認できる資料(根拠)を提示してください。 後段については、前段の回答を踏まえ、事業者の提案に委ねるものとします。
31	要求水準書	33	第2	7	(2)	カ	(ケ)	a	情報表示(時計)設備	「親時計、子時計の同期方法は、事業者の提案に委ねるものとする」とありますが、電波時計としてもよろしいでしょうか。	可とします。
32	要求水準書	33	第2	7	(2)	カ	(セ)	b	監視カメラ設備	「敷地出入口及び南側の道路を監視するカメラ」とは、出入口のカメラとは別個に、南側道路を通行する車両、歩行者等を監視するカメラが必要という理解でよろしいでしょうか。	敷地出入口と南側の道路を合わせて監視できるカメラであれば、別に設置する必要はありませんが、敷地出入口のみを監視するカメラの場合は、南側の道路を監視するカメラを別に設置する必要があります。
33	要求水準書	35	第2	7	(3)	イ	(ニ)	a	消防設備	「消防法等の…。なお、消防水利等については、防火水槽の設置又は消火栓の設置によるものか事業者の提案による」とあります。 隣接地及び前面道路等に設置の消防水利も含め、今回の計画検討を実施するため、隣接地及び前面道路等をご提示ください。	隣接地及び前面道路等に設置の消防水利は存在しません。

宇部市新火葬場整備運営事業 要求水準書に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
34	要求水準書	38	第3	3	(1)				業務の対象	墓地、埋設等に関する法律に規定する火葬場は、都市計画法施行令第21条の開発許可を要しない公益上必要な建築物であると判断されますが、「開発行為に関しては、関係機関と協議・確認の上、提案すること」とあるのは、許可を要する開発行為に該当する要件が他にあるということでしょうか。仮に許可を要する開発行為であるとすれば、市で行われる造成工事の他に、事業者が負担しなければならない条件の提示をお願いします。	開発許可の取得は不要と考えますが、設計に伴い必要な法的手続き等は、事業者の責任により実施してください。
35	要求水準書	40	第3	4	(2)				業務期間	令和9年12月に建設完了となった場合、翌年の「固定資産税が発生することが想定されます。固定資産税については、市にて負担されるという認識でよろしいでしょうか。	今回はDBO事業での施工で所有権は宇部市であるため、事業者に固定資産税の支払い義務は、どの時点で建設工事完了となっても発生はしません。
36	要求水準書	40	第3	4	(3)	イ			基本要件	「別途市が指定する日は原則工事を行わないこと」とありますが、別途市が指定する日は、令和5年11月17日付で公表された「要求水準書(案)」に関する質問回答№51の内容と同一と解してよろしいでしょうか。	現段階においては、ご理解のとおりです。
37	要求水準書	41	第3	4	(3)	オ			基本要件	「建設期間中は工事進捗状況等が確認できるよう、白石墓園利用者等に広報業務を行うこと。また、立て看板を公道入口2箇所及び園路各所に設置するものとして、わかりやすく周知できるよう設置位置や内容を工夫すること」と記載がありますが、公道入口2箇所とは国道490号と市道高嶺請川線からの入口のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	要求水準書	41	第3	4	(4)	ウ			安全祈願祭の実施	(1)市及び市が招待する来賓の合計人数(概算)をご教示ください。 (2)事業者主体で実施するとの記載につき、開催に要する費用は事業者負担とし、入札価格に含まれると解してよろしいでしょうか。 (3)安全祈願祭の主体は事業者であることから、開催方法は事業者任意と解してよろしいでしょうか。 (4)これ以外で、事業者主体で開催する式典はなしと解してよろしいでしょうか。	(1)担当職員5、6名程度を想定しています。 (2)ご理解のとおりです。 (3)事業者の提案に委ねるものとします。 (4)ご理解のとおりです。
39	要求水準書	42	第3	4	(5)	ア	(ク)		建設期間中の業務	「車両総重量5.0t以上の車両は、市道高嶺請川線から出入りすること」と記載があり、また説明会で国道490号からの工事車両の出入りは不可ともありました。それで、工事関係車両は、すべて市道高嶺請川線からの出入りとなりますが、別紙のルート①については通行可能でしょうか。	市道高嶺請川線から合同墓敷地前を通過して新火葬場敷地に向かうルートは通行可能です。 (別添図面を参照)

宇部市新火葬場整備運営事業 要求水準書に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
40	要求水準書	42	第3	4	(5)	ア	(ケ)		建設期間中の業務	「工事用車両の出入りに伴い、国道490号及び市道高嶺請川線との接道部のほか、必要箇所に交通整理員を配置すること」と記載がありますが、工事期間中は毎日工事用車両が通行します。それで、接道部等には、交通誘導員を常駐で配置するというのでしょうか。	提案する工事方法等に応じて、事業者の判断により、必要箇所に適切に交通整理員を配置してください。
41	要求水準書	45	第3	7	(2)				公害防止に係る基準	「施設整備段階で十分な性能確認を行うとともに」とありますが、竣工時における性能検査は、各炉ではなく、排気系列ごとに1回の測定を実施するという理解でよろしいでしょうか。	竣工時における性能検査は、火葬炉システム全体として性能確認を行う検査ですので、各炉ごとに1回の測定を実施してください。
42	要求水準書	45	第3	7	(2)				公害防止に係る基準	「炉の半数を隔年のローテーションで定期的(夏季・冬季/年)に検査を行うこと」とありますが、下記の理解でよろしいでしょうか。 1年目:夏季1、3、5、7号炉・冬季1、3、5、7号炉 2年目:夏季2、4、6号炉・冬季2、4、6号炉	ご質問の例示でいえば、ご理解のとおりです。
43	要求水準書	47	第3	7	(2)	エ			排出灰に係る基準 (残骨灰・飛灰)	排出灰に係る基準として、残骨灰・飛灰が対象となっていますが、残骨灰は廃棄物として処分するのではなく埋葬するため、対象は飛灰のみとしてもよろしいでしょうか。	可とします。 ただし、残骨灰と飛灰は適切に分別してください。
44	要求水準書	56	第4	12	(2)				残骨灰、集じん灰等の管理及び処理業務	残骨灰に含まれる有価物の取り扱いについて教えていただきたい。	残骨灰に含まれる有価物については、事業者の収入としますが、様式11-8「運營業務費内訳書」に有価物の引渡しに伴う収入金額(もしくは有価物引渡しにより残骨灰処分費が減額となった金額)を記載し、運營業務費合計から当該収入金額を減じた上で、様式6-1「入札書」の維持管理・運營業務委託費を算出してください。 上記にともない、様式集修正版(様式11-8「運營業務費内訳書」を修正)を公表しますので、当該修正内容をご確認ください。
45	要求水準書	61	第5	3	(3)				火葬件数	提案する火葬ダイヤグラムは ①2回/炉・日 ②ピーク時17件/日 ③災害時最大24件/日 上記の3種類を提案するという理解でよろしいでしょうか。 また、②③については、開場時間(9時から18時)を延長して対応してよいとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりですが、「②ピーク時17件/日」は、入札説明書(P26)で示した想定最大火葬件数2,441件/年から導いた件数です。令和4年度及び5年度の火葬件数は、それぞれ2,474件/年、2,509件/年と急激に増加していることから、今後のピーク時火葬件数が増大する可能性があります。 後段については、ご理解のとおりです。
46	要求水準書	64	第5	10	(3)	エ			合葬式埋蔵施設運営業務	「合葬室に直接収める焼骨については、焼骨を市が用意した納骨袋に入れて合葬室へ埋蔵する」とありますが、焼骨を市が用意した納骨袋に収める作業は、申請者に実施していただくという認識でよろしいでしょうか。	事業者により実施してください。 なお、当該作業は、申請者から見えない場所で行い、空になった骨壺はその場で申請者に返却してください。
47	要求水準書	資料4	①						周辺インフラ整備概略図	φ75にて布設予定とありますが、口径の変更は可能でしょうか。	認められません。なお、φ75にて布設予定ですが、令和6年度に実施する設計において変更となる可能性があります。

宇部市新火葬場整備運営事業 要求水準書に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
48	要求水準書	資料5	①						敷地造成計画図	敷地境界線に対して外側に事業区域線(事業者が管理する区域)があります。 新火葬場の建設期間中、事業区域線までの火葬場敷地外の用地を施工ヤードとして使用することは可能でしょうか。	可とします。
49	要求水準書	資料5	③						植栽整備区域図	事業者施工範囲及び防草シート等(市施工)範囲の全ては、既存植栽の伐採、伐根を市が実施済と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

宇部市新火葬場整備運営事業 落札者決定基準に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
1	落札者決定基準	1	1	(2)	ウ					選定委員会は、提案内容審査及び価格審査における総合評価値の最も高い提案を最優秀提案として選定するとありますが、当入札は、市が設定する「低入札価格調査制度及び最低制限価格制度」に該当しますでしょうか。	該当しません。
2	落札者決定基準	3	2	(1)	4	(3)			地域経済への貢献	提案内容が履行されなかった場合(例:市内への発注金額が提案額に未達や雇用者数が未達の場合等)は、罰則は課されるのでしょうか。罰則が課されるならば、提案書類の提出を締め切るまでに市の考え方を公開したうえで、契約書にてその内容を記すべきと考えますが、市の見解をお聞かせください。	実現可能な範囲での提案としてください。なお、違約金といった罰則は設けていませんが、契約の解除や損害賠償請求の対象となり得るとお考えください。また、モニタリングでの是正措置の対象となります。
3	落札者決定基準	別紙	3	(2)	ア	①			建築・設備の維持管理計画	3(2)ウ①の審査項目とほぼ同じ内容になっています。どちらも同じ内容を提案すればよろしいでしょうか。異なる主旨の審査項目である場合は、違いがわかるように改めてご教示ください。	ア①は事業期間全体の計画について、ウ①は引継時を見据えた計画に重きを置いています。審査項目の趣旨がわかるよう表記を改めます。落札者決定基準修正版を公表しますので、当該修正内容をご確認ください。
4	落札者決定基準	別紙	3	(3)	イ				エネルギーマネジメント方策	審査項目に記載のある「エネルギーマネジメント」とは、使用燃料などをコントロールし省エネを行うことを意味し、設備メーカーの商品であるBMSを導入することを意味しないと考えてよいですか。	ご理解のとおりです。
5	落札者決定基準	別紙	4	(1)	①				提案内容審査における審査項目及び配点	SPCを設立する提案の配点が20点となっていますが、SPCを設立しない提案を行った場合の配点は0点という理解でしょうか。SPC設立の有無により20点の差が生じるということでしょうか。	ご理解のとおりです。

宇部市新火葬場整備運営事業 様式集に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
1	様式集	2	作成要領	3	(3)	ア			3-1 入札参加資格審査申請書、3-2 入札参加者の構成表、3-3 委任状(代表企業)	左記の押印が必要な書類の提出が正1部、副1部提出となっていますが、副についてはコピーでよろしいでしょうか。	可とします。
2	様式集	2	作成要領	3	(3)	ア			3-2 入札参加者の構成表	構成員各社毎にページを分けてもよろしいでしょうか。	可とします。
3	様式集	6	作成要領	4					6 提案内容審査に関する提出書類 (3)設計図書	様式8-1について、枚数制限A3×2枚に対し、書類として、①全体配置図(S=1/600)、②全体配置図(縮尺適宜)、③ランドスケープデザイン・植栽計画図の提出が必要と記載されていますが、①と②を兼用して1枚に記載と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の例示については、可とします。
4	様式集	16 17	様式3-2						入札参加者の構成表	様式3-2について、各社1枚に分けて記載することでよろしいでしょうか。	様式集に関する質問回答No.2をご参照ください。
5	様式集	19	様式3-4						入札参加資格要件確認書	火葬炉企業が火葬炉運転企業などの複数の役割を担う場合でも、「共通の入札参加資格要件」で添付資料とされている①会社概要(パンフレット等)～⑦連結決算の貸借対照表及び損益計算書(直近2年分)を重複して添付する必要があるのでしょうか。あるいは、火葬炉企業の添付資料を参照等の記載で代用することは可能でしょうか。	火葬炉企業の添付資料を参照等の記載での代用で可とします。
6	様式集	19	様式3-4 [1/2]	1	③				法人住民税納税証明書	法人住民税納税証明書の提出を求められていますが、事業所が宇部市にない場合、本社の所在地である都道府県及び市町村が発行する法人住民税納税証明書を添付すればよろしいでしょうか。	市の令和5・6年度競争入札参加資格者名簿に登載されている支社、支店、事務所又は営業所等の所在地における納税証明書を提出してください。
7	様式集	19	様式3-4 [1/2]	1	④				法人事業税納税証明書	法人事業税納税証明書の提出を求められていますが、事業所が山口県にない場合、本社の所在地の都道府県が発行する法人事業税納税証明書を添付すればよろしいでしょうか。	市の令和5・6年度競争入札参加資格者名簿に登載されている支社、支店、事務所又は営業所等の所在地における納税証明書を提出してください。
8	様式集	21	様式3-4 [1/2]	1					共通の入札参加資格要件	添付資料①法人税納税証明書、⑤消費税納税証明書の未納税がないことの証明書類は、『その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用』を提出することでよろしいでしょうか。 また、電子本書となっていることから、電子データから紙出力したものを提出することでよろしいでしょうか。	前段、後段ともに、問題ありません。
9	様式集	21	様式3-4 [1/2]	1	②				法人税納税証明書	令和5年度の納税証明書は、6月1日から取得可能となるため、令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)分を提出でよろしいでしょうか。 また、複写でもよろしいでしょうか。	前段については、問題ありません。 後段については、複写でも可とします。
10	様式集	21	様式3-4 [1/2]	1	③				法人住民税納税証明書	市に、現在から過去1年以上事業所(支店、営業所、作業所等)を置いていない場合は、提出は不要でよろしいでしょうか。	市の令和5・6年度競争入札参加資格者名簿に登載されている支社、支店、事務所又は営業所等の所在地における納税証明書を提出してください。

宇部市新火葬場整備運営事業 様式集に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
11	様式集	21	様式3-4 [1/2]	1	③				法人住民税 納税証明書	弊社は貴市に事業所がなく、参加資格者名簿に登録の中国支店所在地の広島県の納税証明書でよろしいでしょうか。 また、その場合は、広島県、広島市どちらの納税証明書が必要でしょうか。また、その証明書は複写でもよろしいでしょうか。 また、電子発行したものでよろしいでしょうか。	中国支店の所在地における納税証明書とし、広島県及び広島市の両方分を提出してください。 複写又は電子発行についても可とします。
12	様式集	21	様式3-4 [1/2]	1	④				法人事業税 納税証明書	令和5年度の納税証明書は、6月1日から取得可能となるため、令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)分を提出でよろしいでしょうか。 また、複写でもよろしいでしょうか。	前段については、問題ありません。 後段については、複写でも可とします。
13	様式集	21	様式3-4 [1/2]	1	⑤				消費税 納税証明書	令和5年度の納税証明書は、6月1日から取得可能となるため、令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)分を提出でよろしいでしょうか。 また、複写でもよろしいでしょうか。	前段については、問題ありません。 後段については、複写でも可とします。
14	様式集	21	様式3-4 [1/2]	1	⑦				連結決算の貸借 対照表及び損益 計算書	弊社は2021年10月に持株会社の子会社となったため、持株会社の連結決算書はありますが、弊社の連結決算書はありません。この場合は、連結決算の貸借対照表及び損益計算書は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり不要です。
15	様式集	21	様式3-4 [1/2]	2	⑩				添付資料	「資格者名簿における総合点数(建築一式)が750点以上であり、かつ建築一式工事の過去3年間平均完成工事高が2億円以上であることを証する書類」とありますが、経審の完成工事高が2年平均の場合、2年平均で3億円以上の完成工事高があればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	様式集	22	様式3-4 [2/2]						添付書類	「記載した実績のわかる契約書の写し及び仕様書、設計概要等の写しを添付すること」とありますが、コリンズのみ添付でよろしいでしょうか。	記載した業務実績の内容がわかれば問題ありません。

宇部市新火葬場整備運営事業 基本協定書(案)に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
1	基本協定書 (案)	2	第4条	(1)					株式の譲渡等	「SPC株式の構成員以外の第三者に対する譲渡」と規定されていますが、構成員内での株式譲渡(出資比率の変更)は(3)号に該当しない限り、市の承諾は不要と考えてよろしいでしょうか。	構成員間の譲渡についても、市の事前の承諾を得てください。ご指摘を踏まえ、基本協定書(案)及び基本契約書(案)修正版を公表しますので、当該修正内容をご確認ください。
2	基本協定書 (案)	4	第7条						事業契約の不調	「事由の如何を問わず」と記載されていますが、政策の変更等市側の都合により不調となった場合は、費用の一部を市に負担していただくよう協議することは可能でしょうか。	原案のとおりとし、ご指摘のような場合にも協議は行いません。
3	基本協定書 (案)	4	第9条	(5)					秘密保持	落札者の関係会社に秘密情報を開示することが想定されます。当事者の弁護士その他本事業に係るアドバイザー「及び落札者の関係者」と加筆いただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。

宇部市新火葬場整備運営事業 事業契約書(案)に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
1	基本契約書(案)	3	第6条	2	(7)				特別目的会社運営に係る責任	債務超過に陥った場合に、市が合理的に必要と認める追加融資を構成員に請求できる内容と読取りました。 SPCを設立し、倒産隔離を行っているメリットが薄れるかと存じますので、「SPCへの追加出資、劣後融資その他市が適切と認める支援措置を講ずるよう最大限の努力をしなければならない」と修正していただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
2	基本契約書(案)	4	第6条	7	(5)				特別目的会社運営に係る責任	基本協定書(案)第4条と共通しますが、構成員内での株式譲渡(出資比率の変更)については(3)号に該当しない限り、市の承諾は不要と考えてよろしいでしょうか。 それとも、この場合は、基本契約書第6条7(5)に該当されますでしょうか。基本協定書第4条と比較しますと、基本契約書第6条は(4)、(5)が追記されていますが、統一していただくことは可能でしょうか。	前段については、構成員間の譲渡についても、市の事前の承諾を得てください。ご指摘を踏まえ、基本協定書(案)及び基本契約書(案)修正版を公表しますので、当該修正内容をご確認ください。 後段については、基本契約書第6条第7項(4)及び(5)の規定は、本規定が事業契約成立後の規定であることを踏まえたものです。これらの規定については、原案のとおりとします。
3	基本契約書(案)	8	第11条						再委託等	施工にあたり協力会社への下請は行いますので、設計・建設工事請負契約書第6条の一括委任又は一括下請に該当しない範囲の下請は可能であるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	基本契約書(案)	9	第14条						契約の不調	基本協定書第7条と同様に、政策の変更等市側の都合により不調となった場合は、費用の一部を負担していただくよう協議していただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとし、ご指摘のような場合にも協議は行いません。
5	基本契約書(案)	10	第16条	3	(6)				秘密保持等	本施設の「施設整備及び」維持管理運営に必要な場合と加筆していただきたく存じます。 また、「事業者の関係会社に対して守秘義務を課して開示する場合」も加筆していただくことは可能でしょうか。	第16条第3項(6)は、本事業での業務ではなく、将来的な本施設の維持管理・運営を見据え、市が情報開示する場合を想定したものです。 原案のとおりとします。
6	基本契約書(案)	10	第17条	2	(4)				要求水準書の変更	「必要に応じて事業者の意見を反映して合理的な範囲内において変更内容の修正」と加筆していただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
7	基本契約書(案)	10	第17条	2	(5)				要求水準書の変更	設計・建設工事請負契約第24条の請負代金額の変更等、設計・建設工事請負契約又は維持管理・運営業務委託契約に個別に規定がある場合は、そちらの規定が優先されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	設計・建設工事請負契約書(案)	9	第13条						工事材料の品質及び検査等	要求水準書等に明示がないということは、要求水準が不明である場合もあるかと存じますので、その場合は公共工事請負契約約款第13条第1項と同様、中等の品質を有するものとの加筆をお願いいたします。	設計・建設工事請負契約書(案)第13条第1項ただし書きのとおり、性能発注であることを踏まえ、工事材料について要求水準書等、事業提案書又は設計図書にその品質が明示されていない場合は、要求水準を満足させる品質を基準としています。 原案のとおりとします。

宇部市新火葬場整備運営事業 事業契約書(案)に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
9	設計・建設 工事請負契 約書(案)	11	第18条	5					条件変更等	<p>「前項の規定により要求水準書等、事業提案書又は設計図書の訂正又は変更が行われた場合、発注者は、必要があると認められる限り工期若しくは請負代金の額を変更し、かつ受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない」と修正していただけませんか。</p> <p>第18号第1項各号の場合は、契約当初との事情変更があった場合であり、発注者と受注者との公平の観点から工期及び請負代金の変更が行われる場合に該当し、公共工事請負契約約款上、発注者の帰責事由がある場合に限定されないものと規定しています。</p> <p>また、「公共工事標準請負契約約款の解説(改定5版)」P213でも、第18条第1項各号に該当する場合は事情変更該当するとしうえで、「事情変更により設計図書の変更又は訂正が行われた場合には、受注者が施工する工事が変わるようになるため、発注者と受注者の権利義務のバランスをとるとの要請から、工期又は請負代金の変更を行うのが当然であり、また、設計図書の変更又は訂正に伴い受注者が被った損失を発注者が負担するのはいうまでもない」と記載されており、工期又は請負代金の変更を行う場合を発注者に帰責事由がある場合に限定していません。</p> <p>以上により、上記のとおり修正していただきたく存じます。</p>	<p>性能発注であることを踏まえ、事後的な条件変更のリスクは、原則として事業者負担とし、市に帰責事由がある場合は市の負担としています。また、通常の公共工事発注と異なり、本事業は設計業務を含めた発注であることをご理解ください。</p> <p>原案のとおりとします。</p>
10	設計・建設 工事請負契 約書(案)	12	第19条	3					設計図書の変更	<p>「第2項定めるところに従って設計図書の変更が行われる場合、発注者は、必要があると認められる限り工期若しくは請負代金の額を変更し、かつ受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担する」と修正していただけませんか。</p> <p>第1項に規定する場合は、発注者都合によって設計図書が変更される場合であり、公共工事請負契約約款第19条では、工期若しくは請負代金の額につき、発注者の帰責事由に限定する旨の文言は挿入されていませんので、修正いただきたく存じます。</p> <p>また、第2項の場合も、発注者の承諾を得て設計図書を変更しますので、工期若しくは請負代金の額は変更いただきたく存じます。</p>	<p>前段については、設計・建設工事請負契約書(案)第19条第3項ただし書きのとおり、「発注者の責めに帰すべきときは、発注者は、必要と認められる限り工期若しくは請負代金を変更」することとしており、発注者都合による場合(事業者)に帰責事由がある場合を除くは「発注者の責めに帰すべきとき」に該当するものと思料します。</p> <p>後段については、同第2項は受注者による設計図書の変更であり、これについては発注者の承諾が前提となりますが工期もしくは請負代金の変更を伴うものは想定していません。</p> <p>原案のとおりとします。</p>

宇部市新火葬場整備運営事業 事業契約書(案)に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
11	設計・建設工事請負契約書(案)	13	第24条	3					請負代金の額の変更方法等	「ただし、この協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する」の文言は削除していただきたく存じます。 公共工事請負契約約款第25条(B)第3項には、ただし書きの記載がございません。 本項が適用される場合とは、受注者が本契約上に基づき請負代金額の増額及び損害賠償の請求をできる場合であり、「公共工事標準請負契約約款の解説(改定5版)」P242では、本項が適用される場合について、「請負代金額の変更」に用いられている、一定期間内に協議が整わない場合には、発注者が定めるといった方法は、損害賠償を含む増加費用又は損害にかかる必要な負担の決定については、損害賠償請求権の制限になることから不適当である」と記載されています。	本事業は性能発注であり、受注者の創意工夫による裁量を認めている事業であることを踏まえ、増加費用や損害の額は合理的に決定することを前提に発注者に最終決定権を確保するために規定しています。 原案のとおりとします。
12	設計・建設工事請負契約書(案)	14	第26条	4					臨機の措置	「ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する」は削除していただきたく存じます。 本項につきましても、公共工事請負契約第27条第4項には、ただし書きの規定はございません。	原案のとおりとします。 併せて、事業契約書(案)に関する質問回答No.11をご参照ください。
13	設計・建設工事請負契約書(案)	17	第33条	3					部分使用	「ただし、協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する」は削除していただきたく存じます。 本項につきましても、公共工事請負契約第34条第3項には、ただし書きの規定はございません。	原案のとおりとします。 併せて、事業契約書(案)に関する質問回答No.11をご参照ください。
14	設計・建設工事請負契約書(案)	19	第37条	9					部分払い	公共工事請負契約約款第38条には第9項の規定はございません。削除いただきたく存じます。	宇部市工事請負契約約款第37条第9項を踏まえた規定です。 原案のとおりとします。
15	設計・建設工事請負契約書(案)	19	第38条	3					部分引渡し	公共工事請負契約約款第39条には第3項の規定はございません。削除いただきたく存じます。	設計・施工から維持管理・運営業務まで一括発注することを踏まえた規定です。 原案のとおりとします。
16	設計・建設工事請負契約書(案)	22	第43条	(7)					発注者の催告によらない解除権	(事業提案書に定める設計図書の納期を徒過したことにより工期内に工事が完成しないことが見込まれる場合を含む)については、第42条第3号に該当するかと存じますので、削除をお願いします。 「公共工事標準請負契約約款の解説(改定5版)」P379より、「特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達する事ができない場合」とは、決まった日に完成しない時には目的物が全く役に立たず、催告を行い履行されたとしても意味をなさない場合を指すものと解されています。	設計・建設工事請負契約書(案)第42条は、催告による解除のための規定であり、同第43条の即時解除のための規定とは異なります。同第43条第7号は設計図書の納期を徒過し工期内での工事完成ができないと見込まれた段階で解除できる旨を規定したものです。 原案のとおりとします。
17	設計・建設工事請負契約書(案)	25	第49条の2	1 2 3					相殺	公共工事請負契約約款上設けられていない規定であり、受領者の代金受領に関する権利を制限する可能性が御座いますため、削除いただきたく存じます。	宇部市工事請負契約約款第49条の2を踏まえた規定です。 原案のとおりとします。
18	設計・建設工事請負契約書(案)	26	第50条	5					発注者の損害賠償請求等	本契約上の他の遅延損害金の基準が年利2.5%となっており、公共工事請負契約約款第55条第5項でも年利2.5%とするよう注が記載されていますので、2.5%に修正いただきたく存じます。	宇部市工事請負契約約款第50条第5項を踏まえた規定です。 原案のとおりとします。